

令和4年7月15日

内閣府特命担当大臣
野田聖子様

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
同学生有志

子どもへのオンライン性搾取をなくすために、政府に仕組みをつくってほしい

子どもへのオンライン性搾取(OSEC(オセック): Online Sexual Exploitation of Children)はもう身近なところで起こっている。アメリカの全米行方不明・被搾取児童センター(NCMEC)の報告では、子どもへの性暴力素材の報告件数が1,690万件(2019年)から2,170万件(2020年)に増加している。警察庁のデータでは、2020年のSNSによる事件の被害児童数は1,819件。前年からは減ったが、2013年から増えてきている。33%は児童ポルノによるものになる。SNS被害児童のほとんどは中高生である。日本政府は、児童買春・児童ポルノ禁止法等をつくり改正してオンラインで被害にあう子どもを守る努力を続けている。しかし、インターネットの発展・広がりとその悪用する人たちのスピードに追いつくのは難しい。子どもたちを守っていく家族、学校、コミュニティ、市民みんなが子どもへのオンライン性搾取のない社会をつくっていかねばならないが、政府だからこそできるのが仕組みづくりである。

記

1 子どもと若者の声を反映する

法律・制度・政策を検討するときには、被害当事者になる子どもと若者の意見を反映させるようにしてほしい。

今回要望したいのは、子ども家庭庁の施策として、子どもが声をあげることができる機会を確保することである。例えば、各省庁がパブリックコメントを行っているが、内閣府・文部科学省・総務省・警察庁・NPO等市民社会の連携による子ども・若者のためのパブリックコメントを実現して欲しい。独立した子どものための人権機関がない中、子どもから寄せられた意見・情報を尊重し、子どもの最善の利益を優先して政策形成に反映させることは、子どもへのオンライン性搾取をなくすために欠かせないものである。

2 関連する用語を定義する

「児童ポルノ」では十分に定義しきれないため、国際的に取り入れられつつある「子どもの性的虐待素材(CSAM)」「子どもの性的搾取素材(CSEM)」を採用してほしい。細かに法律で定めることは重要だが、「例外」はでてくる。しかし、子どもの権利を危険にさらすことには「例外なく」、「ゼロトレランス(不寛容)」でなければならない。

被害に遭う(またはそのリスクのある)子ども(の権利)の立場から考えると、あらゆる形態の

CSAM・CSEM「素材」を含めるべきである。例えば、下着や水着を着用した児童の姿、マンガ、アニメ等の創作物も含めるべきである。国際的にもその方向になっている(資料①②参照)。

しかし、児童買春・児童ポルノ禁止法のこれまでの経緯を踏まえると、上記の目標にすぐに達するのは難しいと認識している。それでも、目標に向かい計画的に段階を経て前に進み続けることが重要である。

今回要望したいのは、子ども家庭庁の施策として、警察庁・法務省との連携による「児童ポルノ」から「CSAM・CSEM」へ定義の見直しが盛り込まれることである。(子ども基本法にこのような細部の条項が適切か不明なため。)この定義の見直しは要望3にとっても大きな影響を与える。

3 画像削除の障壁をなくす

SNS にアップロードされてしまった子ども(と保護者)の立場からすれば、本名と身分確認をせずに画像を削除できるルールがあれば救われる。他の国では子ども自身が簡単に削除を求めることができる仕組みがある。また、Google 社と Twitter 社は、子どもの性的虐待素材(CSAM)と見なした場合は削除やアカウントを凍結して関係機関に通報する方針を打ち出している。こうしたルールを法律等でつくってもらいたい。

被害に遭う(またはそのリスクのある)子ども(の権利)の立場から考えると、削除要求する先が色々あり、ルールも異なること、さらには「児童ポルノ」定義による各機関の限定的な対応が障壁となっている。Twitter 社等のように独自に画像削除をすることを企業に義務づける(努力目標ではなく)ことが最終的な解決につながる。

今回要望したいのは、子ども家庭庁の施策として、警察庁・総務省・文部科学省・デジタル庁・企業との連携による被害者最優先の削除要請再構築と企業の行動規範づくりが含まれることである。英国では、アプリを利用して子ども本人が削除を簡単に依頼できる仕組みが試行されており、企業に行動規範を課している。日本でもワクチン接種証明書アプリのようなものから子どもや保護者(学校含む)が容易に本人確認して削除要請できるようになることを期待する。企業の行動規範では、英国のような OSEC に関する具体的な行動規範づくりを切望する。

以上

資料① Interagency Working Group on Sexual Exploitation of Children, Terminology Guidelines for the Protection of Children from Sexual Exploitation and Sexual Abuse, (Jan. 28, 2016)

資料② 国連子どもの権利委員会 Guidelines regarding the implementation of the Optional Protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography (2019) CRC/C/156